

第 21 期第 7 回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第7回山口県内水面漁場管理委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年12月19日(月) 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和4年12月8日(木)
発した日
- 5 通知した議題
第1号議案 令和5年の増殖目標量について
その他(報告事項)
漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
- 6 出席者
(委員：10名)
酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、
品川 石和、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課 課長 澁谷 賢司
漁業調整取締班 主査 松永 善文
下関水産振興局 主任 枝廣 直樹
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 小柳 隆文
山口・美祢農林水産事務所 技師 和田 吉晃
長門・萩農林水産事務所 主査 勢登 章司
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 天社 こずえ
書記 山根 知樹
書記 永尾 洋輔
- 7 付議事項及び審議結果
(1)第1号議案 令和5年の増殖目標量について
【結果】原案のとおり増殖目標量が決定された。また、増殖目標量未達成漁協に
対する対応についても原案のとおり対応することとされた。
(2)その他(報告事項)
漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
【結果】水産振興課より報告を行った。
- 8 傍聴人 なし

9 審議の概要

天社事務局長 　ただ今から、第21期第7回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は委員定数の10名のうち、10名の委員に御出席をいただいております。漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

　議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 　本日は、お集まりいただき、ありがとうございます。委員会は議題が1件、増殖目標量に関する議題となっております。皆様には慎重なご審議をよろしく申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

天社事務局長 　ありがとうございました。それでは以降の議事進行は、酒井会長よりよろしく申し上げます。

酒井会長 　はい。議事に先立ちまして、議事録署名人をご指名したいと思います。今回は品川委員と山本委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

　それでは、議事に入ります。第1号議案「令和5年の増殖目標量について」、事務局から説明をお願いします。

山根書記 　(資料1～12ページに沿って説明)

酒井会長 　はい。ただいま説明がありましたけれども、この件に関してどなたかご意見等はございませんでしょうか。

渡邊委員 　わからないことがあるのでちょっと教えて欲しいのですが、義務放流量はどういう考えの基に誰が決めたのかというのが一点。増殖実績が表に出ていますが、実際に放流したかどうかを各河川の漁協に確認しているのか。それとも書面による確認しかしないのかということ。後、もう一点、2年に一回の常例検査で調査されるのか。もし決められた数量を放流しなければどうふうな形になるのか教えて欲しい。

山根書記 　よろしいでしょうか。まず第1点目、どういった考えで増殖目標量を設定しているのかということですが、資料の1ページの3つめのポツですね。まず、漁業権切替えの際に漁場計画要望を提出いただく訳ですが、この際に今後10年間の増殖計画を提出していただいております。それと毎年の増殖実績、翌年の増殖計画を調査しています。

　その結果をもとに、漁場管理委員会で増殖目標量を決定しています。

　それと、増殖実績の確認ですが、現場での確認はしておらず書面で確認をしております。

天社事務局長 増殖実績については、毎年、漁協から報告いただいておりますので、それで確認をしております。

渡邊委員 はい、わかりました。

松永主査 最後の増殖目標を達成しなかった場合にどうなるかですが、内水面漁協が免許を受けている第5種共同漁業ですが、これは増殖をすることを条件として免許を受けています。

増殖行為を怠った場合は、漁業法に定めがありまして、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定めます。この増殖計画に沿って放流等をなささいという命令を知事が出します。

この命令に従わない場合は、知事は免許を取り消さなければならないことになっております。

第5種共同漁業においては、増殖行為は非常に重要なものになります。

酒井会長 よろしいですか。

渡邊委員 はい。

酒井会長 他にございませんでしょうか。

-----意見等なし。-----

酒井会長 では、ご意見等がなければ第1号議案の諮問について、原案のとおり対応することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 では、全員異議なしとして、第1号議案については、原案のとおり、決定することとします。

本日の議題は、以上です。

続いて、報告事項に移ります。「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について」を水産振興課より報告をお願いします。

松永主査 水産振興課の松永と申します。お手元の資料の13ページをお開き下さい。座って説明をさせていただきます。

「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について」、報告します。

令和2年の漁業法改正により新たに規定されたものです。

今、お手元にA3の資料を配布しております。各漁協から提出された漁業権管理状況等の報告です。ボリュームがありますので、配布資料とはせず、回覧資料としております。

こういったものが出ているということを確認していただければと思います。

令和2年分と令和3年分の資料となっています。

だいたい見られたら、隣の委員に回覧してください。

資源管理の状況等の報告ですが、漁業権者は免許を受けている漁業権の内容たる漁業の資源管理の状況、漁場の活用状況、その他省令で定める事項について、年1回以上、知事に報告することが義務付けられています。

この報告を受けた知事は、漁業権が適切かつ有効に活用されているか判断する基礎資料としてこの報告を活用することになります。

また、この報告について意見を付して内水面漁場管理委員会に報告し、適切かつ有効に漁業権が活用されているかについて議論をしていただくことになります。

この根拠となる法律の規定を15ページに載せております。

この法律の条文では、海区漁業調整委員会となっていますが、内水面については、内水面漁場管理委員会となります。

この上の下線部を読ませていただきます。

漁業権者は、資源管理の状況、漁場の活用の状況、農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、内水面漁場管理委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をする。

その農林水産省令というのを16ページに載せています。

漁業法施行規則第28条第2項です。

法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、これこれですと書いてあります。

漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況を書いていただく。

それを報告していただいたものが、回覧資料となります。

また、15ページに戻っていただいて、下半分です。

第91条、指導及び勧告です。

都道府県知事は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

適切かつ有効という言葉が出てきますけれども、適切でない場合を、漢数字の一に示しております。他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障

を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているときです。

合理的でない場合を、漢数字の二に示しております。

合理的な理由がないにもかかわらず、漁場の一部を利用していないときとなります。

普通に漁業権を行使されている場合は、こういう不適切な状況はありません。

仮に不適切な状況が生まれた場合は、下の3に記載されているように県知事は指導し、又は勧告することになりますが、その場合は、内水面漁場管理委員会に意見を聴く必要があります。

また、13ページに戻ってください。

適切かつ有効に活用しているかどうか判断するための報告を出していただくようになった背景としましては、漁業以外の業界から漁協は、漁業権という非常に強い権利を付与されているが、きちんと漁場の管理や利用をしているのか、権利ばかり主張しているとの厳しい意見が出たことがあります。

水産庁は、漁業権者がきちんと漁業権を利用していることを対外的に示すために当該改正を行ったものです。

13ページの2のところですが、作成留意事項として、山口県は水産振興課長通知を出しております。

そこに記載しておりますように、当該報告は、漁業権の活用状況に関する公的資料となることから、可能な限り、内容が充実するように努めること。対外的にきちんと漁業権を使っていることをしっかり示せるようにできるだけ内容が充実するように記載するということです。

2点目として、報告の労務負担軽減の観点から1点目として、複数の漁業権をまとめて報告することは可能、2点目として漁業種類を統合して集計、記載することは可能、3点目として水揚量、水揚金額について現行の業務体制で把握できている範囲で集計、記載することは可能。

できるだけ詳しい内容で報告していただく必要がありますが、こういった負担軽減策もとっています。

報告状況です。第1種共同漁業については、4件すべて報告があります。

第5種共同漁業については、令和3年分について1件出てきておりませんが、鋭意提出指導中です。

区画漁業権について、市が免許を受けていますが、3件すべて提出されています。

提出内容について、回覧中の資料のとおりです。

報告を受けた知事は、意見を付して内水面漁場管理委員会に報告することになっています。

その意見について、14ページに記載しています。

読ませていただきます。

- ・ 提出された報告について、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（2水管第499号水産庁長官通知）」の別紙3「法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」に基づき確認したところ、一部について魚種別採捕量等が把握できていない漁業権も見受けられた。
- ・ 本報告は、令和2年12月に施行された改正漁業法により新設されたものであり、漁協によっては、組合員の採捕実態を把握したくても、指導上の根拠がないので困っているとの意見も出されている。
- ・ このため、この度の漁業権の一斉切替えに合わせ、国の指導も踏まえ、漁業権行使規則において、所属漁協に組合員行使権に基づいた行使状況（操業日数、漁獲量、漁獲金額）に関する報告義務を盛り込むことも検討しているところ。
- ・ 現状において、法第91条第1項に基づく指導及び勧告の対象となる事例はないが、漁業権の利用実態を把握し、適切かつ有効に活用することは漁業権者に課せられた義務であることから、引き続き、適切な制度運用を各漁協に指導するとともに、今後、法第91条第1項の規定に該当するような事例が確認された場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で指導することとした。

ということでございます。
報告は以上です。

酒井会長

ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

品川委員

組合員であっても、魚を獲った日とか量を事細かく報告しなければならないということですか。

松永主査

漁業権者たる漁協は、適切かつ有効に漁業権を管理していることを把握して行く必要があります。

これまでは、組合員さんが魚を獲っても量とかを報告する仕組みがなかったもので、漁業権切り替えにあたり、行使規則により報告することを

義務付けることを検討しています。

品川委員 遊漁者は、対象になっていないですね。

松永主査 遊漁者は、遊漁規則に基づいて魚を採捕する訳ですが、国から遊漁規則のひな型も示されており、その中で、採捕報告に協力しなければならないという形になっております。

いままで、増殖はしているが誰がどれだけ獲っているか見えなかったのですが、今後、可視化する必要があります。

岩本委員 漁業法が変わって、内水面と海面とそれほど区別しないようになったのですかね。

松永主査 この部分については、一律ですね。

海面の漁協も今回はじめて報告をしております。

漁業権によりどれほどの生産があげられているのかを把握、報告する必要があります。

そこは、海面に適用されたものが、内水面に適用されるようになったのではなく、今回の改正で一律に適用になったということです。

岩本委員 内水面はやりにくい面がありますね。

品川委員 内容はよくわかりましたが、把握は非常に難しいと思います。

松永主査 海面の漁協でも把握は難しいところがあります。

権利を設定してもらおう条件として報告する義務が生じます。

米村副会長 漁獲金額ですよ、市場に出す場合は明確に出ますが、内水面の場合は自家消費が多いです。

漁獲金額は出てこないですよ。

松永主査 内水面の場合は、採捕ということで自家消費が多いですので、漁獲量でよいと思います。

品川委員 いつから組合員に報告させるようになるのですか。

松永主査 次期漁業権切り替えの行使規則を定めた後となります。

令和6年4月1日以降となります。

米村副会長 私のところは、農林水産統計の調査がされます。組合員に漁獲高とか

出漁日数を報告するように通知をしますが、回収率は80数パーセントです。

いろいろ手を回して出してくれと指導しての結果です。

この問題は、すぐに定着することは難しいと思います。

松永主査 法改正により報告制度がでましたが、今、現在、組合員から漁協に報告させる根拠がないことから、国は今後当該制度の充実のために行使規則等のひな型を示しております。

米村副会長 混乱するかもしれませんが、みなさん真面目に取り組みましょう。

船崎委員 よくわからないのですが、私が組合員だとしますよね、魚を獲ったときに魚の種類ごとに重量を計って、その都度報告するという形ですか。

松永主査 漁業権者は県に年1回報告することになりますが、組合員から漁協には負担にならない範囲でまとめて報告することになると思います。

船崎委員 モクズガニが一匹とれたら、一と書いて重量も記載するとかになるのですかね。

松永主査 組合員であれば、重量を計らなくても目分量で把握できると思います。

船崎委員 たいへんそうですね。よくわかりました。

村田委員 漁協がないところはどうなるのでしょうか。
漁協がないところは、漁獲量等は把握できないということですね。

松永主査 免許がある河川は、漁獲量等の把握は可能ですが、ない河川は分からないことになります。

村田委員 漁業協同組合しか漁業権を与えないという発想を変える必要があると思います。

何年たってもそういう動きにならないと感じております。

米村副会長 根底からひっくり返さないとどうにもならない。国土交通省がやるのか水産庁がやるのか。漁業権があるから水産庁が管轄している。

そこまで行くとたいへんと思います。

村田委員 漁業組合以外でもやる気のある団体があれば、県独自で委託して河川管理をさせるとかできないのでしょうか。

河川管理をする団体を公募するとかできればよいと思います。

米村副会長 全内漁連で、漁協とボランティア団体等が協力して内水面漁業を発展させるための「やるぞ内水面漁業活性化事業」というのをやっています。

酒井会長 他にございませんか。
以上を持ちまして本日の議題は終了しました。
他になにかございませんか。

岩本委員 来年が漁業権の切り替えになる訳ですが、タイムスケジュールはわかりませんか。

松永主査 今年の夏頃に漁業権の実態調査をしたところです。年明けから年度末、来年3月にかけて漁協からヒアリングを行い、切替方針を策定する予定です。
5月くらいに切替方針の説明会を開催しようと思っています。
その後、漁場管理委員会に来年の10月くらいに漁場計画の諮問をさせていただきます、その後に申請ということになります。

酒井会長 よろしいですかね。
それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終了します。

(14:41 終了)

上記のとおり第21期第7回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和4年12月19日

議 長

議事録署名人

議事録署名人